

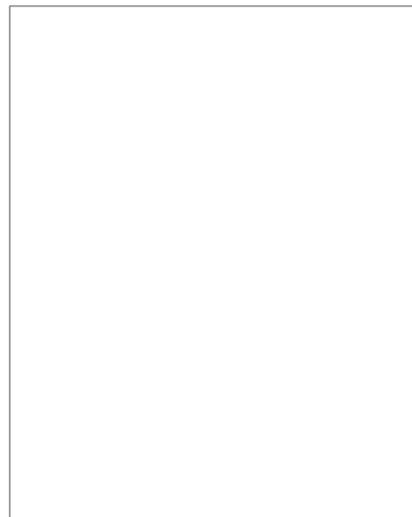
第2次結城市生涯学習推進基本計画 (案)

(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 29 年 3 月

結 城 市

はじめに



平成 29 年 3 月

結城市長

目 次

第1章 生涯学習とその背景	1
1 生涯学習とは	1
2 生涯学習に関する動き	2
(1) 国の動き	2
(2) 茨城県の動き	2
(3) 結城市の動き	2
第2章 計画の基本的考え方	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	4
第3章 結城市の現況と課題	5
1 結城市の現状	5
(1) 人口・世帯数等	5
(2) 各種施設等の利用状況	6
2 現行計画の推進状況	8
3 統計及び現行計画の推進状況から見える課題	9
第4章 生涯学習推進の基本理念と基本目標	10
1 基本理念	10
2 基本目標と目指す方向性	11
3 施策の体系	12
第5章 実施施策	13
基本目標1 自ら学習する機会づくり	13
(1) 家庭教育の充実	13
(2) 学校教育の充実	14
(3) 青少年の地域活動の充実	15
(4) 現代的課題の学習の推進	17
基本目標2 生涯学習を支える場と人づくり	19
(1) 地域活動を担う人材の育成	19
(2) 文化・スポーツ施設の整備・充実	21
(3) とともに生きる社会づくり	22
基本目標3 生涯学習を生かす地域づくり	25
(1) 協働のまちづくり	25
(2) 文化の振興及び施設の整備・充実	26
(3) 安全・安心な地域づくり	27
第6章 計画の推進	28
1 計画の推進体制	28
2 計画の進行管理と評価	29
資料編	30
1 計画の策定経過	30

2	結城市生涯学習市民会議.....	31
	(1) 設置要綱	31
	(2) 委員名簿	33
3	結城市生涯学習推進本部及び生涯学習推進幹事会.....	34
	(1) 設置要綱	34
	(2) 委員名簿	37
4	用語集	38

第1章 生涯学習とその背景

1 生涯学習とは

生涯学習は、昭和56年6月の中央教育審議会答申「生涯教育について」において、次のとおり位置づけられました。

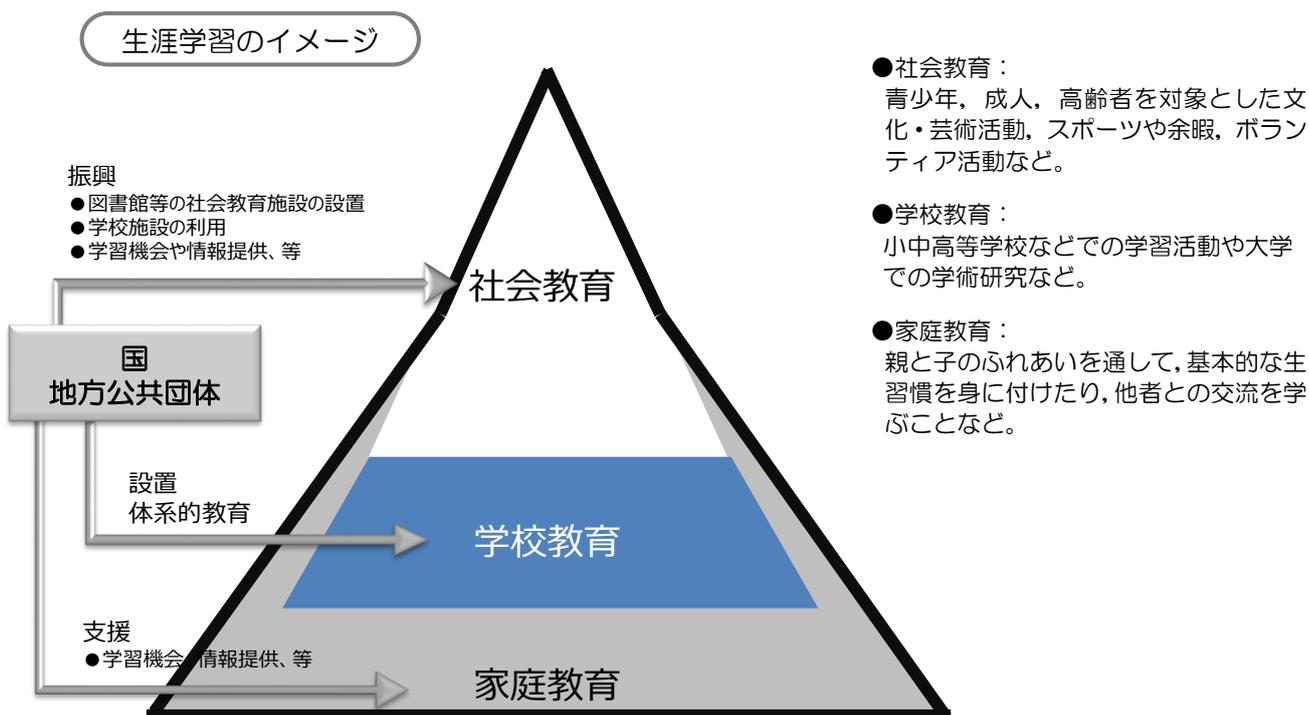
生涯教育について（答申）より抜粋

今日、変化の激しい社会にあって、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを**生涯学習**と呼ぶのがふさわしい。

その後、平成2年に制定された生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）により、都道府県が生涯学習の振興のために必要な事業を整備することが位置づけられ、そのための基本構想を作成するときは、関係市町村と協議することとされました。

また、平成18年の改正教育基本法で生涯学習の理念が、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されました。

以上を踏まえると、生涯学習は「家庭教育」に始まり、「学校教育」更に「社会教育」までを包含するものとして、以下の図の太線でイメージ化することができます。



2 生涯学習に関する動き

(1) 国の動き

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、平成 20 年に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申し、「国民一人一人の生涯を通じた学習への支援」により生まれる学習成果の活用によって「社会全体の教育力の向上」を実現し、その結果新たな学習の需要が創出される、「知の循環型社会」の構築を提言しました。

また国は、平成 25 年に「教育振興基本計画（第 2 期）」を閣議決定し、「自立」「協働」「創造」の 3 つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するために、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の 4 つを基本的方向性として示しました。

(2) 茨城県の動き

茨城県は、国が示す方向性や、茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議報告書（提言）、「第 4 次茨城県生涯学習推進計画」の推進状況などを踏まえ、「学び合い 支え合い 高め合う 生涯学習社会を目指して」を推進テーマに、「学び合い」「支え合い」「高め合う」の 3 つを推進目標とする「第 5 次茨城県生涯学習推進計画」を平成 28 年に策定しました。

(3) 結城市の動き

本市においては、国や県の動きを踏まえ、平成 24 年に「生涯学習をつむぎ織りなす“結”のまち ～結城市生涯学習推進基本計画～」を策定し、「生涯学習の基礎づくり」「生涯学習の場と機会の提供」「地域・団体・行政の連携・協力による生涯学習の推進」の 3 つを基本目標として、市において行われている生涯学習に関する取組を 139 の事業に整理・体系化し、生涯学習社会づくりにつながる施策を進めてきています。

また、平成 28 年から開始された「第 5 次結城市総合計画後期基本計画」では、基本目標 4 「未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり」の施策の一つに「生涯を通じてともに学べる環境づくり」を掲げ、市民が自ら学ぶ機会の充実を推進しています。

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

生涯学習は、中央教育審議会答申において示されたとおり、一人一人の市民が、自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うことが基本です。

一方、社会においては、少子高齢化の進行や、家庭や地域での教育力の低下、生活環境や経済情勢の変化に加え、市民の価値観も変化・多様化してきています。また、地震や異常気象による災害の多発などから、地域社会では新たな課題も出てきています。

そうしたなか、市民の自発的意思を尊重し、多様化する市民のニーズにあっても、その選択可能性を保障するための条件を整備するとともに、生涯学習の具体的な成果を自身の豊かな人生に結実させるだけでなく、本市にかかわるすべての人がまちの主役として活躍し、学びの成果を、新しい時代に対応した地域や社会の創造へとつなげることを本計画の目的とします。

2 計画の位置付け

本市では、第5次総合計画後期基本計画において、基本目標「未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり」を達成するための柱の一つに「生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成）」を位置付けています。また、市の教育行政を推進するための基本方針となる結城市教育大綱（実施期間：平成28年度から平成32年度）は、基本方向3で「生涯学習の推進 身近なところで自主的に学ぶ環境を整備し、生涯学習を通して、活力ある「まち」や「地域」創りを目指します」と示しています。

第2次結城市生涯学習推進基本計画は、第5次結城市総合計画後期基本計画を上位計画とし、結城市教育大綱が示す方針を具現化する計画です。また、その策定にあたり、国の第2期教育振興基本計画の理念、県の第5次生涯学習推進計画が示す方向性を踏まえるとともに、関連する結城市の部門計画等との整合を図りながら、「社会教育」を中心に、現状の生涯学習に関する施策を整理・再構成と、新規事業の追加を行ったものです。

3 計画の期間

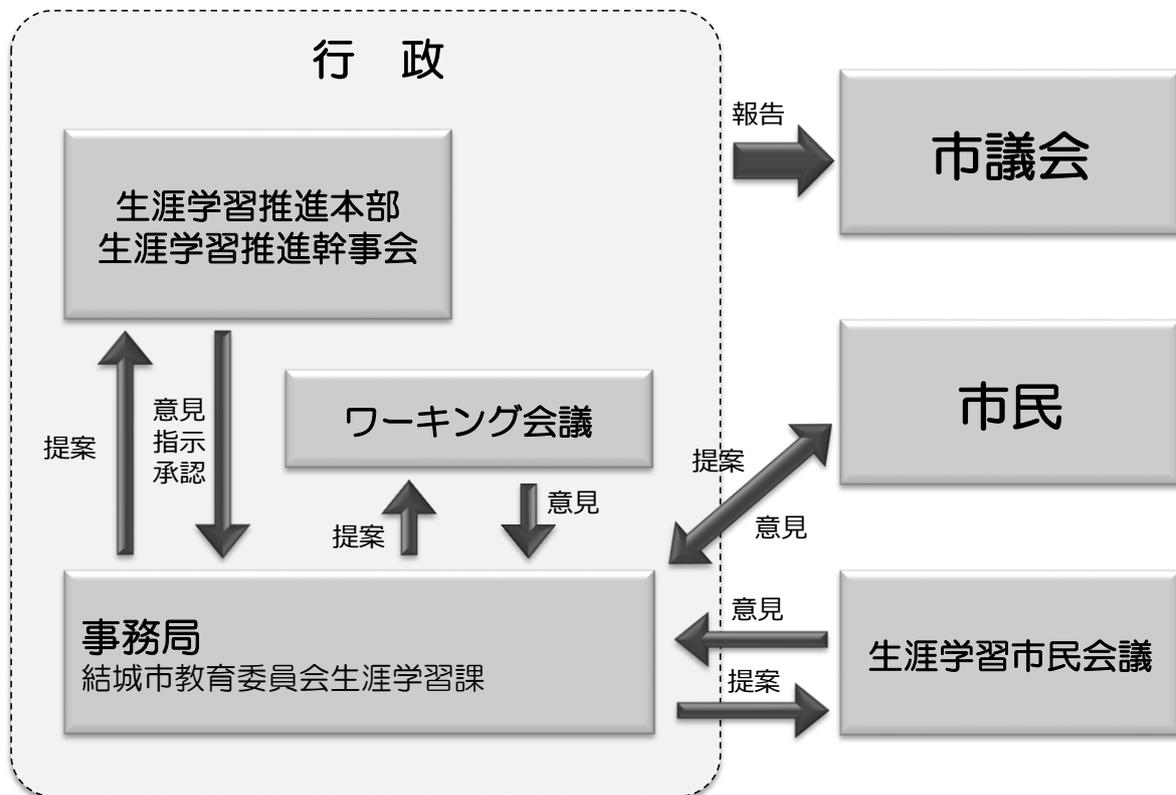
本計画は、以下に示すとおり、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年を計画期間としています。



4 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、下図に示すとおり、計画への市民の意向を反映するための「市民会議」、行政機関内に設置する「生涯学習本部」「生涯学習幹事会」及び「ワーキング会議」で構成される体制により、現行計画の検証・協議、及び第 2 次計画の審議を行いました。

また、計画素案の段階でパブリック・コメントを実施し、広く市民の方からのご意見をいただき、計画への反映に努めました。



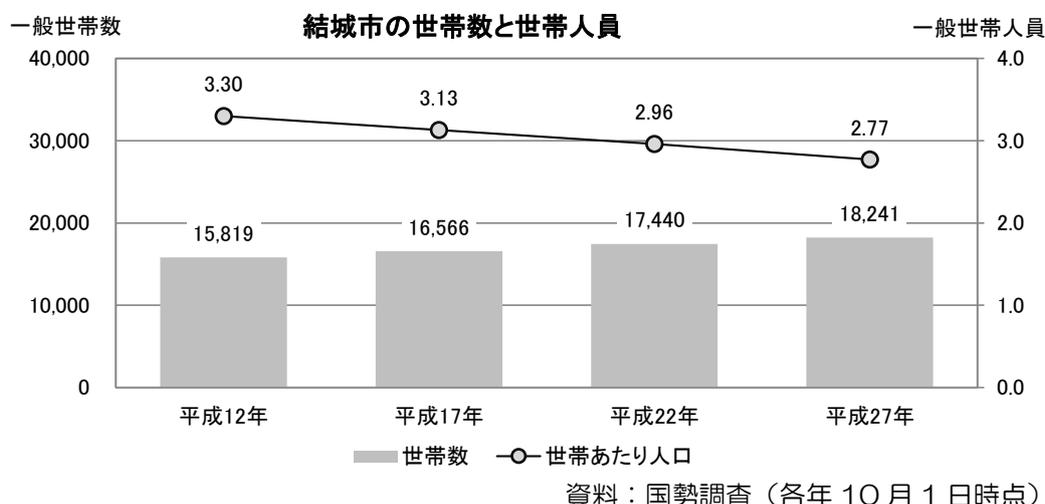
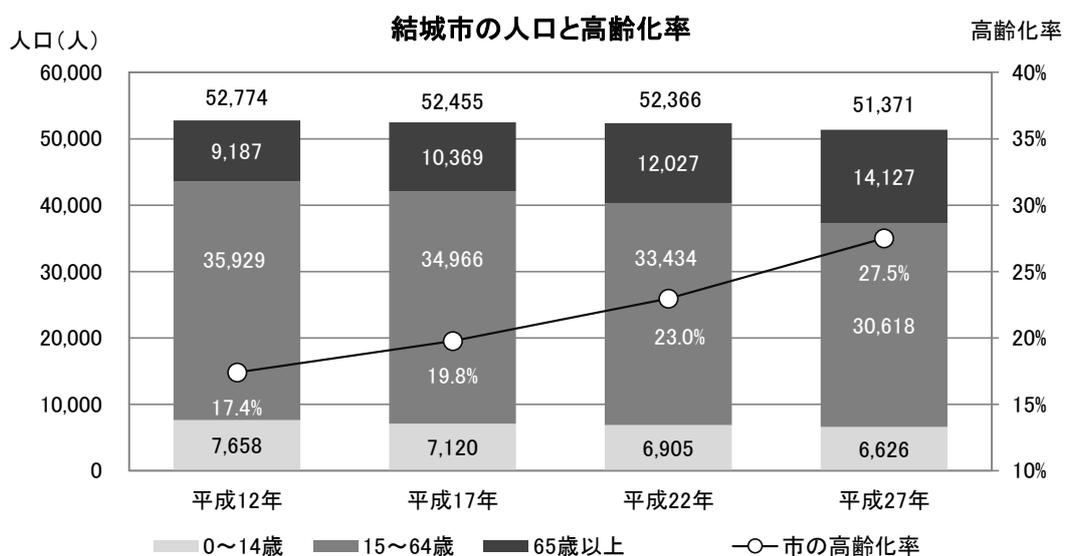
第3章 結城市の現況と課題

1 結城市の現状

(1) 人口・世帯数等

国勢調査によると、平成27年の市の総人口は51,371人（年齢不詳者を除く）で、平成22年調査から995人減少しました。年齢3区分別にみると、平成12年以降、0～14歳までの年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の減少が進む一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、平成27年の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成22年の23.0%から4.5ポイント上昇して27.5%となるなど、本市においても少子高齢化が進行しています。

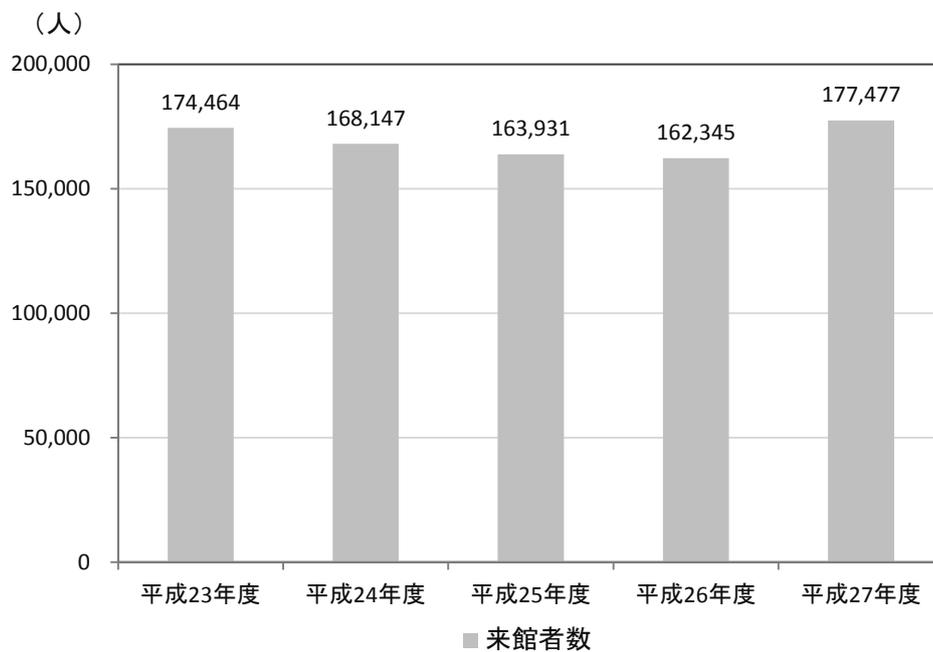
また、人口の減少に反し世帯数は増加を続けているため、世帯あたりの人口も徐々に低下しており、平成27年の一般世帯（施設・病院等の世帯を除く）の1世帯あたりの人員は、平成22年の2.96人を割り込む2.77人となっています。



(2) 各種施設等の利用状況

■ ゆうき図書館の利用状況の推移

ゆうき図書館の来館者数は平成23年度から平成26年度まで、減少傾向が続いていましたが、平成27年度は対前年度で15,132人(9.3%)増加しました。

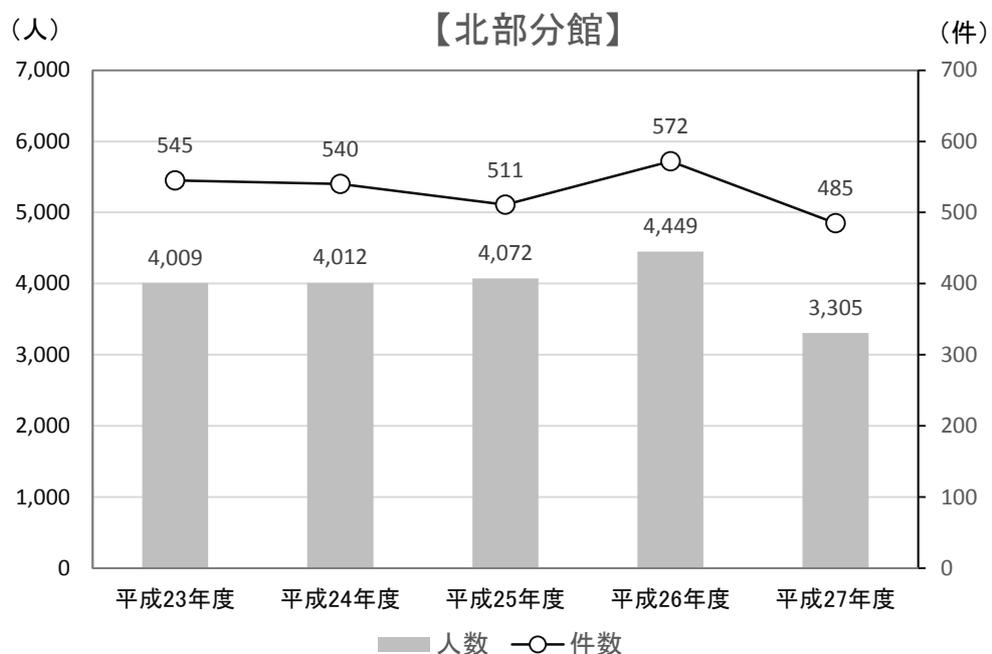
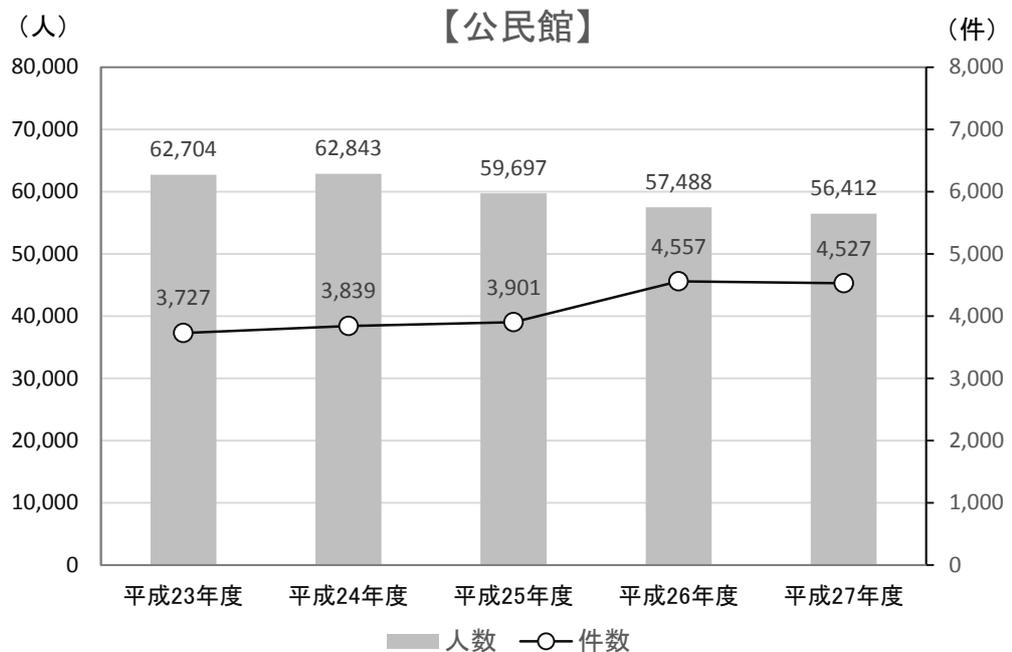


資料：生涯学習課調べ

■公民館と北部分館の利用状況の推移

平成23年から平成27年度までの公民館と北部分館の利用人数と利用の件数を見ると、公民館の利用者数はこの間、減少傾向であるのに対し、利用件数は徐々に増えています。

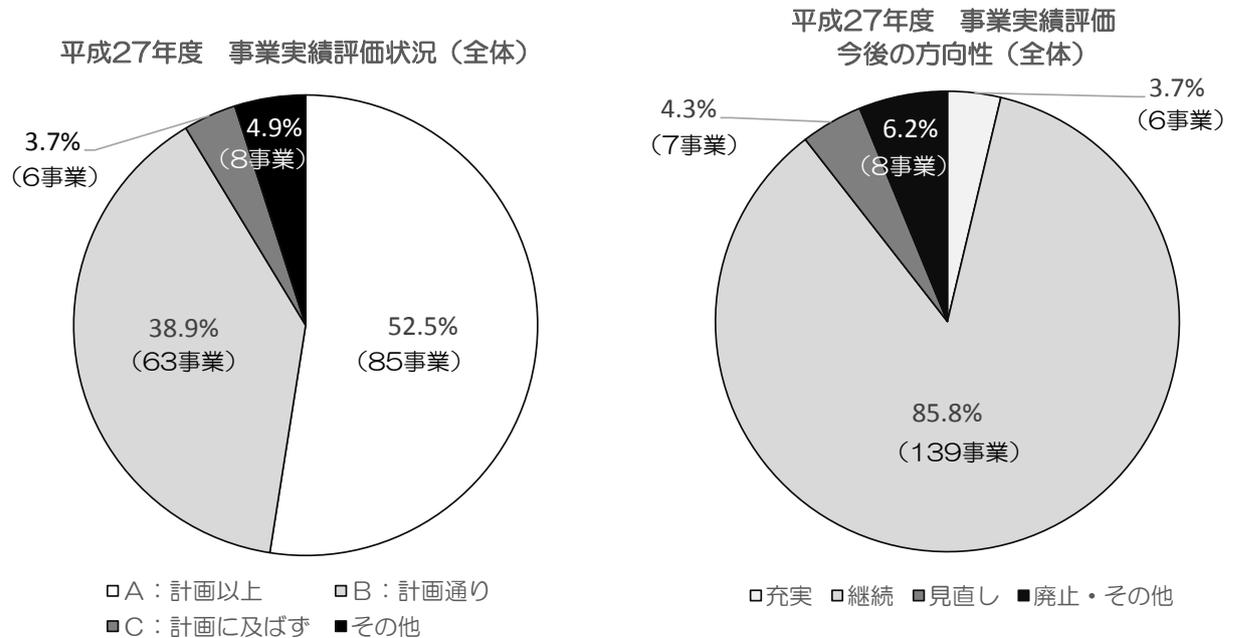
一方、北部分館については、平成27年度に利用者数、利用件数とも減少しますが、平成26年度までは、利用者数は増加傾向、利用件数は年間540件を中心に比較的安定した推移となっていました。



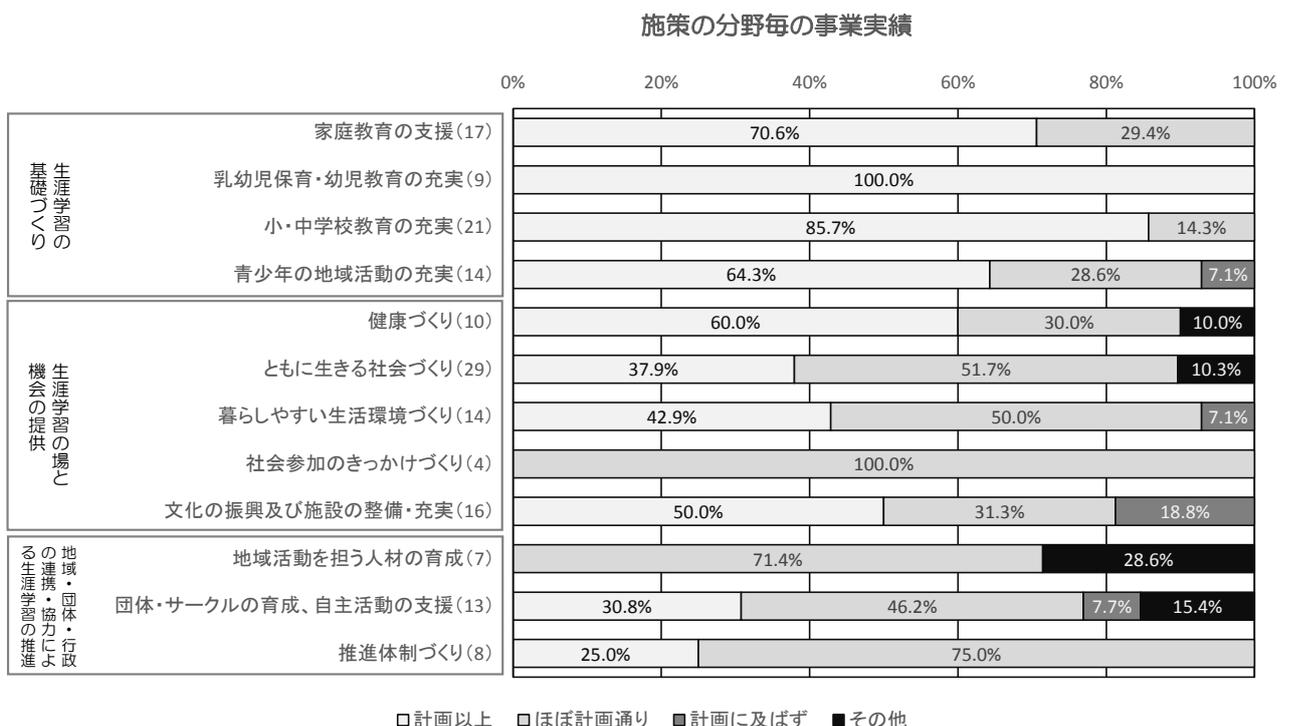
資料：生涯学習課調べ

2 現行計画の推進状況

現行計画（第1次結城市生涯学習推進基本計画）の平成27年度実施状況を担当課において評価を行いました。その結果は以下に示す通り、全体では「計画以上の実績」が52.5%、「計画通り」が38.9%となりました。また、事業の今後の方向性については、全体の85.8%が「継続」、3.7%は「充実」でした。



事業実績を更に細かく方向性（施策の分野）毎にみると、文化の振興及び施設の整備・充実において、「計画に及ばず」が18.8%と他の分野よりも多い結果でした。



※「基本目標の目指す方向性」の各項のあとの（ ）内の数字はそれぞれの事業数です。

3 統計及び現行計画の推進状況から見える課題

1 年代別の人口構成比の変化を踏まえた事業の検討が必要です。

少子高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢者人口及びその構成比は、今後も増加することが見込まれます。一方、64歳以下の人口と構成比は減少が続き、特に15～64歳までの生産年齢人口の減少が進みます。

こうした人口構成の変化を踏まえ、市における生涯学習を重点的・効果的に推進するための施策の検討が必要です。

2 「文化の振興及び施設の整備・充実」の分野に遅れが多くなっています。

現行計画の総括の結果では、基本目標2「生涯学習の場と機会の提供」の中の「文化の振興及び施設の整備・充実」を目指した施策に、計画に及ばなかったものが多いです。遅れの原因を分析するとともに、施策の重要性や必要性に立ち返っての見直しや改善が必要です。

第4章 生涯学習推進の基本理念と基本目標

1 基本理念

「第2次結城市生涯学習推進基本計画」の基本理念は、第1次計画の基本理念

生涯学習をつむぎ織りなす “^{ゆい}結” のまち

を継承し、

- 市民が誇りと愛着を持って暮らすことができるまち
- 人・モノ・情報の活発な交流が生み出されているまち
- 市にかかわるすべての人が、主役となって活躍するまち
- 互いにふれあい、学びあいながらいきいきと希望を持って暮らせるまち

を創造していくことを目標としています。

2 基本目標と目指す方向性

本計画の理念の実現を図るため、以下に示す基本目標（計画の柱）を設定します。

基本目標1 自ら学習する機会づくり

生涯学習を求めるすべての市民に対して、学習する機会を整備し提供します。

基本目標2 生涯学習を支える場と人づくり

生涯学習を推進するために必要な、人材の育成と環境の整備に努めます。

基本目標3 生涯学習を生かす地域づくり

新しい時代に対応するいきいきとしたまちを創造するために、生涯学習が生かせる地域づくりを進めます。

3 施策の体系

基本理念

生涯学習をつむぎ織りなす“結”のまち

基本目標1 自ら学習する機会づくり

基本目標が目指す方向性	具体的な方策
(1)家庭教育の充実	■家庭の教育力向上のための支援
(2)学校教育の充実	■小中学校教育の充実
(3)青少年の地域活動の充実	■子どもの地域活動の充実 ■子どもの読書活動の支援 ■文化・スポーツ活動の推進
(4)現代的課題の学習の推進	■健康学習の推進 ■食育の推進 ■教養を高める学習の推進 ■消費生活のための学習機会の充実

基本目標2 生涯学習を支える場と人づくり

基本目標が目指す方向性	具体的な方策
(1)地域活動を担う人材の育成	■学習・スポーツリーダー（指導者）の育成・確保 ■人材情報バンクの整備 ■各種ボランティアの育成
(2)文化・スポーツ施設の整備・充実	■文化・スポーツ施設の整備・充実
(3)ともに生きる社会づくり	■人権課題の啓発・学習の推進 ■多文化共生に向けた学習の推進 ■高齢者の健康や生きがいづくりのための環境整備 ■障害者（児）の社会参加のための環境整備

基本目標3 生涯学習を生かす地域づくり

基本目標が目指す方向性	具体的な方策
(1)協働のまちづくり	■協働のまちづくり
(2)文化の振興及び施設の整備・充実	■文化芸術活動の振興 ■伝統文化の保存・継承 ■地域文化活動の促進
(3)安全・安心な地域づくり	■安全・安心な地域づくり

第5章 実施施策

基本目標1 自ら学習する機会づくり

(1) 家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点となるものです。これから子育てを始める、また、現在子育て中の親に対して、家庭教育の担い手としての自覚と自信を持つ事ができるよう、学習の機会や情報の提供を行うとともに、相談事業の充実を図ります。

■家庭の教育力向上のための支援

No.	施策	内容	担当課
1	家庭教育支援事業	<ul style="list-style-type: none">・小中学校の家庭教育学級では、生涯学習課指定学習会を必須として充実した学習会を実施する。・募集型家庭教育学級では、未就園児・未就学児の親を対象として、子どもの発達段階に応じた学習ができる講座を実施する。	生涯学習課
2	幼稚園・保育所(園)での「家庭教育」の充実	<ul style="list-style-type: none">・小学校就学前の子どもを育てている保護者に対して、子育てのヒントとなる講話を実施する。	生涯学習課
3	子育て情報の総合的な情報提供	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳の交付時のパンフレット配布や、市ホームページの子育て応援サイト「ママフレ」での情報提供、情報誌作成・発行等、子育て支援サービス情報を提供する。	健康増進センター 子ども福祉課
4	子育てに関する相談業務の充実	<ul style="list-style-type: none">・母親同士の出会いの場を確保し、相談に応じながら育児の悩みの解決を図る。	子ども福祉課 子育て支援センター

(2) 学校教育の充実

小・中学校は、児童生徒が豊かな人間性や社会性を育みながら基本的な学力を身に付ける場であるとともに、生涯学習の基礎づくりの場として、自ら学ぶ意欲や姿勢が育つように、心の教育や充実した学習支援を推進します。

■小中学校教育の充実

No.	施策	内容	担当課
5	学校図書館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校に学校司書を配置し、中学校へは定期的に司書を派遣し、図書館の整備を行うとともに、読書習慣の定着を支援する。 学校図書室とゆうき図書館との連携を強化する。 	指導課
6	心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな人間性、社会性が育まれるよう、自然体験や社会体験活動を実施し、児童生徒相互や教師との交流を図るとともに、主体的な態度や社会の一員としての自覚を高める。 「私たちの道徳」の活用法について、各校で研修を深める。 	指導課
7 新規	スクールサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> よりきめ細やかな学習支援を行うために、教員志望の大学生が、ボランティアで市内小中学校の授業や部活動の補助をする。 	生涯学習課
8 新規	地域の教育支援体制等構築事業（地域未来塾）	<ul style="list-style-type: none"> 中学生の学力向上を図るために、地域住民の協力を得ながら学習支援を行う。 	生涯学習課

(3) 青少年の地域活動の充実

放課後の居場所づくりや世代間交流、スポーツや各種体験活動等の機会づくりを推進し、子どもたちが地域の中で安心して学び、遊び、豊かな体験を重ねることができるよう支援を行います。

■子どもの地域活動の充実

No.	事業	内容	担当課
9	放課後子ども教室 推進事業	・小学校の空き教室等を用いた、放課後や週末における勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの実践を通して健全育成を図る。	子ども福祉課
10	ふるさと体験事業	・子どもたちに対し、結城の歴史や伝統、自然とふれあう機会や様々な体験の場を提供し、生きる力を育むとともに、異年齢児間、地域間、家族間の交流を通じて絆を深める。	生涯学習課
11	三世代交流	・親子孫の三世代が参加できる、地域柄を生かした活動やふれあい活動を実施し、地域の理解と一体感の醸成を図る。	生涯学習課
12	子ども会活動の支援	・子どもの生きる力を育むため、様々な体験活動の支援を継続して行う。 ・また、子ども会リーダーや指揮者・育成者の育成を行う。	生涯学習課

■子どもの読書活動の支援

No.	事業	内容	担当課
13	ゆうき図書館管理 運営事業	・児童生徒に利用しやすい環境の整備と児童向け図書の実施を図る。 ・図書館サービスの充実と図書資料の収集・保管及び整備を図る。	ゆうき図書館
14	たのしい図書館ツ アー	・市内の全小学校児童を対象に、ゆうき図書館への公用バスでの送迎を実施し、読書に親しむ生活を支援する。	ゆうき図書館

■文化・スポーツ活動の推進

No.	事業	内容	担当課
15	郷土学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子歴史教室、市内高校生結城紬発表会を開催する。 ・歩こうふるさとの道・出前講座を実施する。 	生涯学習課
16	スポーツライフ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指し、各種スポーツ教室・大会等を開催することで、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる環境づくりを行う。 	スポーツ振興課

(4) 現代的課題の学習の推進

社会の高齢化の進展に伴い、健康で暮らすことのできる「健康寿命」の延伸が増々重要な課題となっています。また、消費者、特に高齢者を狙う犯罪が後を絶ちません。そうした課題に適切に対応するための学習の機会を提供します。

■健康学習の推進

No.	事業	内容	担当課
17	生活習慣病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> •糖尿病、高血圧症などの生活習慣病を予防するために、講演会や生活習慣病予防教室を開催する。 •健康教育・相談を行い、健康づくりを推進する。 	健康増進センター
18 新規	健康マイレージ事業	<ul style="list-style-type: none"> •健康講座や健康づくりイベント等の参加に際し、健康マイレージ制度を導入し、市民の健康づくりを促進する。 	健康増進センター

■食育の推進

No.	事業	内容	担当課
19	栄養改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> •各ライフステージにおいて、生活習慣の改善を目的とした栄養教室や指導などを実施し、市民の食生活改善を支援する。 	健康増進センター
20	学校における食に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> •給食の時間、教科指導や特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体の中で、望ましい食習慣の確立を図る。 •食育講演会を開催し、保護者と連携した食育の推進を図る。 	指導課 給食センター
21	食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> •献立を「生きた教材」として活用し、食に関する指導を行い、自己管理能力の育成を図る。 	給食センター

■教養を高める学習の推進

No.	事業	内容	担当課
22	市民講座開設事業	・市民の年齢やニーズに応じた学習や、現代的課題に関する学習の機会を提供するため、各種講座を開設する。	生涯学習課
13	郷土学習推進事業 (再)	・親子歴史教室、市内高校生結城紬発表会を開催する。 ・歩こうふるさとの道・出前講座を実施する。	生涯学習課
23 新規	白鷗大学市民開放 講座	・白鷗大学連携事業として、大学の高度な授業を、受講を希望する市民に開放する。	生涯学習課

■消費生活のための学習機会の充実

No.	事業	内容	担当課
24	消費生活センター 事業	・市民のくらしの安全を守るため、消費者問題に関する出前講座を開催し、消費者被害の未然防止を図る。 ・ホームページや広報紙を活用した啓発活動を推進する。	商工観光課

基本目標2 生涯学習を支える場と人づくり

(1) 地域活動を担う人材の育成

地域において生涯学習をリードする指導者やボランティアの育成を図るとともに、育成された人材が活躍できる仕組（人材情報バンク）の整備を推進します。

■学習・スポーツリーダー（指導者）の育成・確保

No.	施策	内容	担当課
25	食生活改善事業	・市民の健康保持・増進を推進するための食生活改善推進員を育成し、正しい食生活の普及浸透を図る。	健康増進センター
26	運動普及推進事業	・健康づくりを推進するため、運動の楽しさや重要性を地域住民に伝達し、運動を推進する運動普及推進員を養成・教育する。	健康増進センター
27	地域介護予防活動支援事業	・地域の高齢者に体操を指導するシルバーリハビリ体操指導士を養成し、いきいきヘルス体操会の活動を支援する。 ・高齢者自らが健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援する、介護予防サポーターの養成・教育を行う。	長寿福祉課
28	スポーツ団体・指導者育成事業	・市民スポーツ・レクリエーション活動を支援するため、スポーツ推進委員をはじめとする指導者の育成と資質の向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブなどスポーツ団体の育成を行う。	スポーツ振興課

■人材情報バンクの整備

No.	施策	内容	担当課
29	公民館講師バンク	・登録した講師を公民館講座への登用や小中学校へのゲストティーチャーに派遣する。 ・市民の学習成果や経験が、市民同士の学び合いや地域づくりに生かされるよう、「(仮称)人材情報バンク」の仕組みづくりを推進する。	生涯学習課

■各種ボランティアの育成

No.	施策	内容	担当課
30	観光ボランティアガイド協会の支援	<ul style="list-style-type: none"> 観光PRや歴史学習のため、情報の共有化・研修会を実施し、観光ボランティアガイドを育成する。 	商工観光課
31	ボランティア活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉に対する理解を深めるとともに、生活や社会参加の支援を図るため、手話奉仕員、朗読奉仕員の養成を図る。 ボランティアやボランティア団体の育成・活動支援を図る。 	社会福祉課 (社会福祉協議会)
32	子育てに関するボランティアの育成及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 安心して保護者が子どもを預けることができ、育児負担の軽減につながる、子育てに関するボランティアを養成する。 	子ども福祉課 (社会福祉協議会)
33	ヤングボランティア推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 中高生からボランティアを募り、ボランティア活動の実践力アップを図るとともに、地域の一員としての自覚を高めていく。 	生涯学習課
34 新規	市民活動支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりを担う公益的な活動をする団体や個人に対し、情報の提供、団体の交流、相談・コーディネート及び作業用機材貸し出しなどの支援を行う。 	市民活動支援センター

(2) 文化・スポーツ施設の整備・充実

市民一人一人が文化やスポーツに親しみ、自主的・主体的に活動できるよう体育施設や公民館、文化センター等の施設の整備を推進します。

また、ゆうき図書館の機能充実のため、資料や情報の収集を図ります。

■文化・スポーツ施設の整備・充実

No.	施策	内容	担当課
35	体育施設管理運営事業	・各施設の充実と機能強化を図り、施設の有効利用を進める。	スポーツ振興課 (文化・スポーツ振興事業団)
36	公民館の整備事業	・公民館が地域の生涯学習及び地域コミュニティの拠点となるように、各地区の公民館を整備する。	生涯学習課
37	市民文化センター改修事業	・市民文化センターを市民が安全かつ有効に活用できるようにするための施設更新計画案の見直しを図る。	生涯学習課 (文化・スポーツ振興事業団)
13	ゆうき図書館管理運営事業 (再)	・ゆうき図書館を中核とした「人と情報の結び目」としての役割を果たすため、様々な資料の収集や最新の情報を充実させる。	ゆうき図書館

(3) とともに生きる社会づくり

人権の尊重や男女共同参画，多文化共生などの課題が正しく理解され，市民の自覚と責任を持った行動につながるよう，啓発や学習機会の充実を図ります。

また，高齢者や障害のある方が生きがいのある充実した生活を送ることができるよう，環境の整備を推進します。

■人権課題の啓発・学習の推進

No.	施策	内容	担当課
38	児童虐待防止のための啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が，児童虐待についての正しい知識と理解を深められるよう，研修会や講演会を開催する。 ・パンフレット等を作成し，広く周知を図る。 	子ども福祉課
39	人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に対する理解と認識を深めるため，人権講演会の開催や広報紙での啓発活動を行い，市民一人一人がお互いに共生できる社会の実現を目指す 	生涯学習課
40	人権問題関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・差別，偏見のないまちをつくるため，啓発活動を実施し，人権意識の高揚を図る。 	人権推進課
41	メディアリテラシー教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターを使った作品づくりやホームページ作成の学習に著作権教育を組み入れ，人権意識に基づいた情報発信能力を育てる。 	指導課
42	豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育を推進し，差別や偏見のない明るい社会を築いていこうとする児童生徒の育成を図る。 	指導課
43	男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いに人権を尊重し，性別にとらわれないことなく，自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて，市民講座やセミナー等を開催し，意識向上と啓発を図る。 	市民活動支援センター

■多文化共生に向けた学習の推進

No.	施策	内容	担当課
44	国際交流活動への支援	・国際交流事業や日本語教室等への支援を行い、地域住民と在住外国人の交流が積極的に行われる環境の構築と地域に根差した多文化共生社会の推進を図る。	企画政策課
45	国際親善姉妹都市との交流推進	・国際親善姉妹都市（ベルギー王国メッヘレン市・タイ王国メーサイ市）やその他海外都市への派遣、視察研修を実施し、相互理解と国際交流を深めながら相互交流を推進する。	企画政策課
46	姉妹都市・友好都市との交流推進	・本市と友好都市（福井市）の小学6年生が両市を訪問し合い、体験活動などを通して相互交流を図る。 ・姉妹都市（長井市）、友好都市（福井市・小山市）との相互交流を推進する。	企画政策課 生涯学習課

■高齢者の健康や生きがいづくりのための環境整備

No.	施策	内容	担当課
47	老人クラブ活動支援事業	・老人クラブが実施する、高齢者の知識や経験を生かした社会奉仕活動やスポーツ及び文化活動を支援し、生きがいづくりと互いの親睦を促進する。	長寿福祉課 （社会福祉協議会）
48	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	・高齢者の社会参加を促進するため、閉じこもり防止や生きがい活動への支援を提供し、社会的孤立感の解消と要介護状態への進行防止を図る。	長寿福祉課 （社会福祉協議会）
49	介護予防事業	・65歳以上の全ての高齢者に対し、自分の心身の健康について考える機会を提供し、健康増進及び介護予防についての普及啓発を図る。	長寿福祉課
50	地域コミュニティ運営事業	・家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所サービスの提供により、孤立感の解消や身体機能の維持・向上を図る。	長寿福祉課 （社会福祉協議会）
51	高齢者交通安全教室	・地域をはじめとする各種交流の中で、交通安全に対する意識高揚を図る。	防災安全課

■障害者（児）の社会参加のための環境整備

No.	施策	内容	担当課
52	障害者社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者が地域の支援を受けながら自立した生活を送ることができるよう、集団指導を実施する。 市民が精神障害者に対する理解をより一層深められるよう、ボランティア「流れ星」の育成や精神保健市民講座等を開催する。 	健康増進センター
53	ノーマライゼーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな機会を通して啓発活動を行い、障害に関する理解の促進を図る。 	社会福祉課

基本目標3 生涯学習を生かす地域づくり

(1) 協働のまちづくり

生涯学習が生かされる地域づくりを進めるため、「協働のまちづくり」意識の醸成を図ります。また、地域におけるコミュニティ活動が活発に推進されるよう、拠点の整備や活動への支援を行います。

■協働のまちづくり

No.	施策	内容	担当課
54	市民参画・市民活動支援事業	・「協働のまちづくり」の考え方、進め方や必要性について、市民の意識向上、地域コミュニティ・市民活動の活性化を図るとともに、市政への市民参画を図る。	市民活動支援センター
55	市民企画講座の推進	・より一層市民の視点に立つために、市民参画・発案による講座を実施する。	生涯学習課
56	コミュニティ活動推進事業	・自治会等が行う地域コミュニティ活動の拠点整備及び活動に対する支援を行い、コミュニティの活性化を図る。	市民活動支援センター
57	環境美化パートナーシップ事業	・市民による道路・緑地などの除草清掃活動に対し支援を行い、環境美化意識の高揚とコミュニティ活動の活性化を図る。	市民活動支援センター

(2) 文化の振興及び施設の整備・充実

市に伝わる伝統文化の保存と次代への継承を確かなものとすると同時に、更にそれらを活用した歴史教育を推進します。

また、生涯学習の成果発表の場を充実させ、市民の更なる学習意欲の高揚を図ります。

■文化芸術活動の振興

No.	施策	内容	担当課
58	市民文化振興事業	・市民参加型の作品展示会及び発表会を開催し、市民の生涯学習への意欲を高める。	生涯学習課 (文化・スポーツ振興事業団)
59	祭りゆうき事業	・音楽・芸術の成果発表及び地域と世代間の交流の場として、文化意識の向上や特性を見出すような事業展開を図る。	商工観光課
60	公民館まつり開催事業	・学習成果の発表の場として公民館まつりの開催を継続する。	生涯学習課
61	市文化施設管理運営事業	・指定管理者制度を用いた施設管理により、市民がより利用しやすく、ニーズに即応できる施設運営を行うとともに、幅広い分野に対応した自主事業や共催事業等を開催する。 ・市民文化センターや図書館の活用を通じ、市民が学び、交流できる機会や活動の場を提供し、文化芸術や生涯学習に対する市民の意識高揚を図る。	ゆうき図書館 生涯学習課 (文化・スポーツ振興事業団)

■伝統文化の保存・継承

No.	施策	内容	担当課
62	結城廃寺跡整備事業	・史跡の公有化を行い、将来に安定的な保存を図る。 ・史跡公園として整備し、生涯学習や歴史教育の拠点として活用を図る。	生涯学習課
63	文化財保存事業	・市内の歴史的遺産や文化遺産の調査・収集及び公開・活用を図る。 ・指定文化財等を活用し、本市の歴史教育を推進する。	生涯学習課
64	歴史的建造物保存事業	・市内の歴史的建造物を調査し、市指定文化財の指定や国登録有形文化財への登録を推進し、将来への保存を図る。	生涯学習課

■地域文化活動の促進

No.	施策	内容	担当課
65	結城蔵美館運営事業	・結城の歴史と芸術の情報発信拠点である結城蔵美館において、本市ゆかりの作家の作品の展示等を行う。	商工観光課

(3) 安全・安心な地域づくり

自治会における自主的な防災活動の組織化への支援と防災訓練の実施を通じ、安全・安心な地域づくりを推進します。

また、認知症の方とその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの養成を進めます。

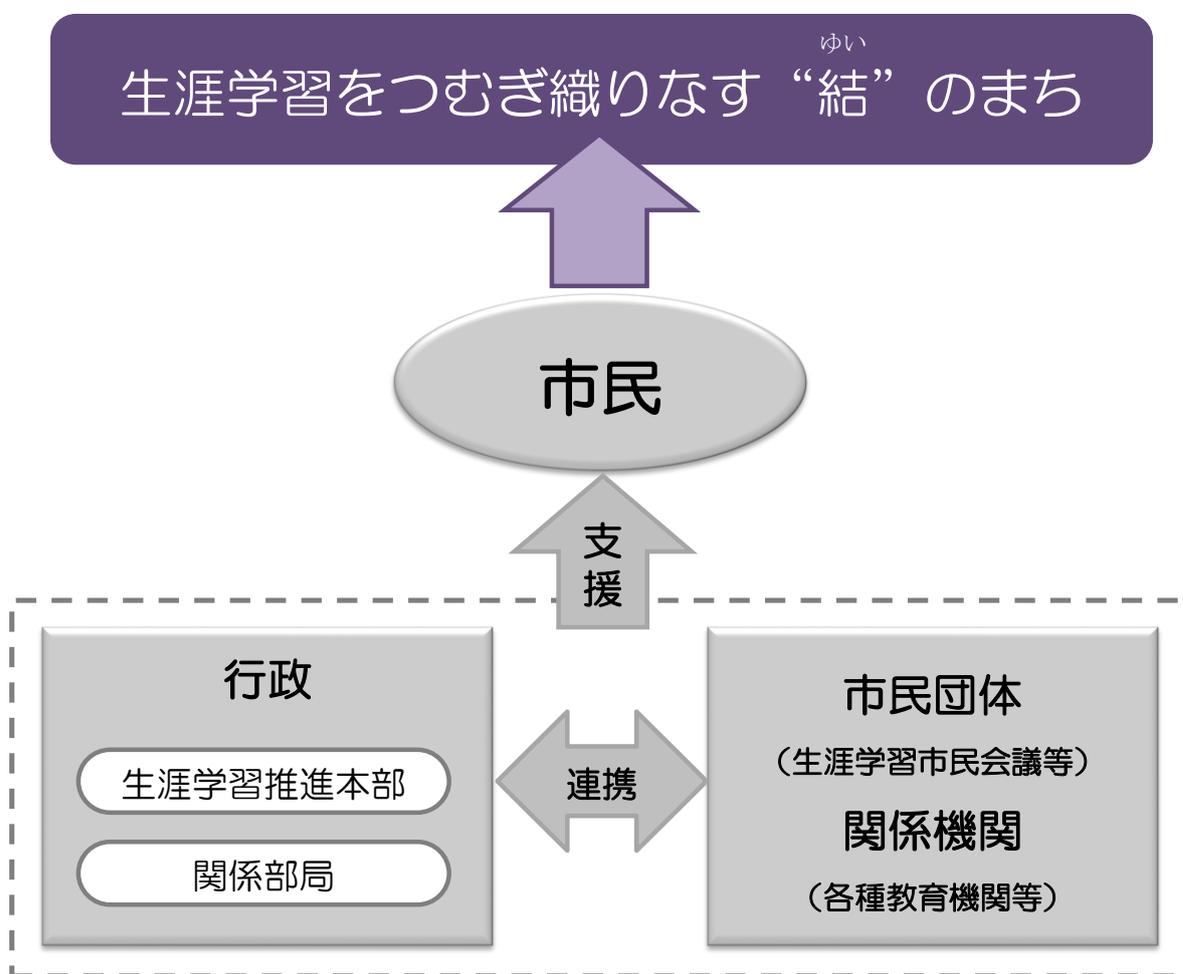
■安全・安心な地域づくり

No.	施策	内容	担当課
66	自主防災組織活動結成促進事業	・非常時の災害活動に備え、自治会単位で自主防災組織の結成を図り、非常時に備えての訓練などを行う。	防災安全課
67	総合防災訓練開催事業	・市民参加型総合防災訓練を開催し、関係機関相互の協力体制強化と活動の円滑化を図り、避難誘導、初期消火、応急救護訓練や防災広場での体験を通して、子どもから高齢者まで、防災に関する知識と意識の高揚を図る。	防災安全課
68 新規	認知症サポーター養成事業	・認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターを養成し、安心して暮らせる地域づくりを行う。	長寿福祉課 地域包括支援センター

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

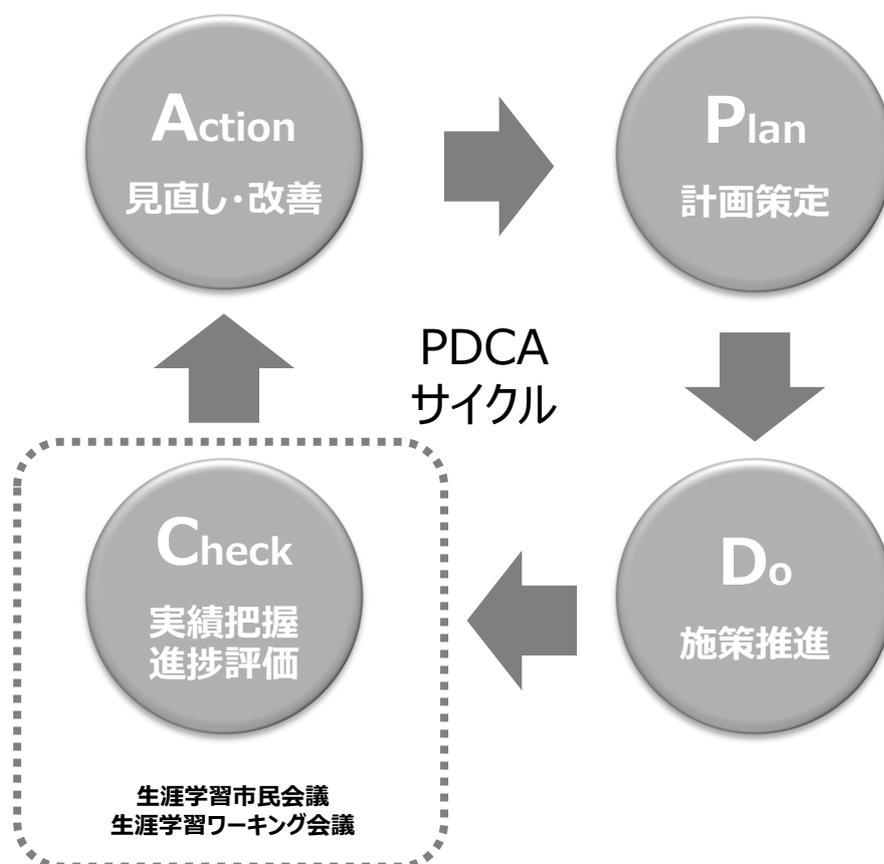
生涯学習を実効性のあるものとして推進し、本計画の基本理念である「生涯学習をつむぎ織りなす“結”のまち」を実現していくためには、計画の確実な実行が求められます。そのために、生涯学習推進本部を中心として、行政の関係部局が密接な関係を持つとともに、生涯学習市民会議等の市民団体や関連機関と連携し、市民の主体的な学習を継続的に支援していきます。



2 計画の進行管理と評価

計画策定（Plan）後は推進過程（Do）を経て、各施策・事業の進捗状況や成果を点検・評価（Check）し、次の取組へとつなげていくこと（Action）が重要となります。

そのため、本計画では、以下に示す PDCA サイクルによる進行管理を行います。各事業を実施する担当部門の協力を得て毎年度その実施状況や成果・課題をとりまとめます。とりまとめられた結果は「生涯学習市民会議」に報告して意見や提案をいただき、事業の内容や実施方法について、必要に応じた改善を生涯学習ワーキング会議等において検討し実施します。



資料編

1 計画の策定経過

年月日	内 容
平成 28 年 8 月 23 日 (火)	平成 28 年度第 1 回結城市生涯学習市民会議 議題 1) 生涯学習推進基本計画の平成 27 年度実施状況報告について 2) 第 2 次生涯学習推進基本計画について
平成 28 年 9 月 6 日 (火)	第 1 回生涯学習推進幹事会議 議題 1) 生涯学習推進基本計画の平成 27 年度実施状況報告について 2) 第 2 次生涯学習推進基本計画について
平成 28 年 9 月 26 日 (月)	第 1 回生涯学習推進本部会議 議題 1) 生涯学習推進基本計画の平成 27 年度実施状況報告について 2) 第 2 次生涯学習推進基本計画について
平成 28 年 12 月 13 日 (火)	平成 28 年度第 2 回結城市生涯学習市民会議
平成 28 年 12 月 19 日 (月)	第 2 回生涯学習推進幹事会議
平成 28 年 12 月 26 日 (月)	第 2 回生涯学習推進本部会議

2 結城市生涯学習市民会議

(1) 設置要綱

○結城市生涯学習市民会議設置要綱

(設置)

第1条 結城市民一人一人の自発的意志に基づいた学習を奨励し支援していくために、市民相互の討議と合意により「個性と活力と創造のまちづくり」に寄与することを目的として結城市生涯学習市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討及び審議する。

- (1) 人間性豊かな人づくり，明るく活力あるまちづくりを進めるために，生涯学習の方向づけを検討すること。
- (2) 市が進めている生涯学習に対して，市民の声を反映させるための意見の取りまとめ
- (3) その他生涯学習推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は，委員15人以内で組織する。

(委嘱)

第4条 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) その他市長が必要と認める者（公募による一般市民）

(任期)

第5条 委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(役員等)

第6条 市民会議に次の役員を置き，役員は委員の互選とする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長は，市民会議を代表し，会務を総括する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は，必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第8条 市民会議の事務は，教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成2年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月30日教委告示第1号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月25日教委告示第2号）

この告示は、平成16年1月1日から施行する。

付 則（平成20年10月15日告示第216号）

この告示は、平成20年10月15日から施行する。

(2) 委員名簿

(順不同)

団体名	代表者	備考
結城市議会	大橋 康則	
結城市自治協力員連合会	谷中 浜三	会長
結城市民生委員児童委員連絡協議会	石崎 修	副会長
ゆうき女性会議	高村 久子	
結城商工会議所	渡部 栄一	
結城青年会議所	山川 誠人	
結城市PTA連絡協議会	稲葉 吉起	
結城市健康づくり推進協議会	阿久井 照子	
結城市校長会	猪野 睦美	
ゆうき図書館協議会	恩田 正子	副会長
結城市スポーツ推進審議会	伊勢 誠	
結城市社会教育委員 兼結城市公民館運営審議会委員	大澤 順子	
結城市社会福祉協議会	萩原 雄二	

委嘱期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

3 結城市生涯学習推進本部及び生涯学習推進幹事会

(1) 設置要綱

○結城市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 結城市民の生涯にわたる学習要求にこたえ、社会のさまざまな教育機能を生涯学習の視点から総合的に整備するため、結城市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習推進関係機関及び関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (3) 生涯学習推進会議に関すること。
- (4) その他生涯学習推進に当たっての必要な事項

(組織)

第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部に生涯学習推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事は生涯学習課長を、幹事には別表第2に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、主宰する。

- 2 幹事会の会議は、推進本部に付議すべき議案の調整及び本部長の命を受けた案件の処理を行う。
- 3 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の事務を処理するため、事務局を教育委員会生涯学習課に置く。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月30日教委訓令第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日教委訓令第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年1月22日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年9月12日訓令第7号）

この訓令は、平成23年9月12日から施行する。

付 則（平成25年3月28日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年10月28日訓令第18号）

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員
政策監
市長公室長
市民生活部長
保健福祉部長
産業経済部長
都市建設部長
議会事務局長
教育部長

別表第2（第5条関係）

幹事
総務課長
企画政策課長
財政課長
市民活動支援センター所長
生活環境課長
人権推進課長
社会福祉課長
子ども福祉課長
長寿福祉課長
健康増進センター所長
商工観光課長
学校教育課長
指導課長
スポーツ振興課長
ゆうき図書館長
給食センター所長

(2) 委員名簿

【結城市生涯学習推進本部】

職名	氏名	備考
市長	前場 文夫	本部長
副市長	河田 良一	副本部長
教育長	小林 仁	副本部長
政策監	鳥羽 秀樹	
市長公室長	久保野谷 一成	
市民生活部長	稲田 寛	
保健福祉部長	大武 英二	
産業経済部長	吉村 好弘	
都市建設部長	小野澤 利光	
議会事務局長	本多 武司	
教育部長	中澤 四郎	

【結城市生涯学習推進幹事会】

【結城市生涯学習推進ワーキング会議】

職名	氏名	備考	氏名
市長公室総務課長	飯田 和美	係長	赤野間 奈美子
市長公室参事兼企画政策課長	飯島 敏雄	企画調整係長	福井 恵一
市長公室次長兼財政課長	鶴見 俊之	財政係長	館野 大輔
市長公室市民活動支援センター所長	森山 敏幸	協働推進係長	田村 俊幸
市民生活部生活環境課長	田中 智	係長	市原 仁史
市民生活部人権推進課長	柳沢 教夫	主査兼人権推進係長	外山 直己
保健福祉部社会福祉課長	増山 智一	係長	宮崎 陽子
保健福祉部子ども福祉課長	大木 博	主任	石塚 真由美
保健福祉部次長兼長寿福祉課長	増山 誠	係長	宇都木 由紀子
保健福祉部健康増進センター所長	成瀬 和恵	係長	江澤 陽子
産業経済部参事兼商工観光課長	田中 真一	商工振興係長	宮田 高夫
教育委員会学校教育課長	西村 規利	主任	稲葉 恭子
教育委員会指導課長	渡辺 昭登	指導係長	湯本 勝洋
教育委員会生涯学習課長 (代表幹事)	斉藤 伸明	主事	高嶋 祐希枝
教育委員会スポーツ振興課長	妻木 克浩	主事	小沼 翔
教育委員会ゆうき図書館長	佐藤 栄一	企画管理係長 兼サービス係長	生井 義明
教育委員会給食センター所長	石川 好次	係長	小林 和恵

4 用語集

か行

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、世話をしない、いやがらせや無視をするなどの行為を行うこと。

健康マイレージ

マイレージとは航空会社が移動距離（マイル）に応じてポイントを付加するサービスのこと。健康マイレージは、市民の健康づくりを促進するために、健康講座や健康づくり活動への参加によりポイントが付加され、蓄積したポイントに応じて特典を提供する仕組みのこと。

さ行

消費生活センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。（食育基本法より）

生活習慣病

偏った食事、運動不足、喫煙、過度の飲酒、過度のストレスなどの生活習慣が原因で発症・重症化する疾患のこと。糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などが生活習慣と深くかかわっていることが明らかにされている。

た行

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

な行

ノーマライゼーション

「社会で日々を過ごす一人の人間として、障害者の生活状態が、障害のない人の生活状態と同じであることは、障害者の権利である。障害者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である。」とする考え方のこと。

は行

パブリック・コメント

公的機関が政策の立案を行おうとする際に、その案を公表し、公表された案に対して市民等から広く意見を募集し、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続きのこと。

ボランティア

単なる無報酬の奉仕活動ではなく、自発的・主体的な意思により、社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識などを提供すること。

ま行

メディアリテラシー

新聞やテレビ、インターネット等からの情報を客観的に判断・評価し、それを利用する能力のこと。

ら行

老人クラブ

概ね 60 歳以上の高齢者が自主的に参加・運営を行い、地域貢献活動や社会貢献活動にも積極的に取り組んでいる組織。

第2次結城市生涯学習推進基本計画 (平成29年度～平成33年度)

平成29年3月発行

発行 結城市

編集 結城市教育委員会生涯学習課

〒307-0001 茨城県結城市大字結城7473

TEL (0296) 32-1899

FAX (0296) 33-3144
